

わたしの「子どもの権利」宣言

自分やみんなの権利を守るために、次のことを大切にします。
 (「困っている友だちに声をかける」など)

1: _____
 2: _____
 3: _____



「こころの鈴」(相談室)

悲しいとき、こまったときなど、自分や友だちの権利が守られていないと感じたときは、「こころの鈴」にお話ししてください。

●いつ? 月～木・土曜日 午後1時～午後6時
 金曜日 午後1時～午後8時

●どうやって? 電話 0120-200-195 (無料)
 メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
 会いに行く 松本市役所大手事務所2階

※ 名前や学校名は言わなくてもいいです。秘密は絶対守ります。
 ※ うれしいことがあったときのお話も、聞かせてくださいね。



令和6年度 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」 ステップ2
 令和6年10月発行

発行 松本市・松本市教育委員会
 編集 松本市こども部こども育成課・松本市教育委員会学校教育課学校支援室
 問い合わせ 松本市こども部こども育成課 こども政策担当
 住所: 〒390-8620 松本市丸の内3-7
 電話: 0263-34-3291 ファックス: 0263-34-3309

※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、松本市の子どもたちが考えてくれました。

あかるいみらい



「子どもの権利」って?

子どもの権利とは、子どもたちが元気に成長していくために、大切なものです。

年 組 名前

みんなの学校がある、この松本市には、「松本市子どもの権利に関する条例」というルールがあります。これは、大人も子どもも、みんなで「子どもの権利」を大切にしていけるためのルールです。

それでは、どうして「子どもの権利」が大切なのか、条例(ルール)には、どんなことが書いてあるのか、学習していきましょう。

毎年11月20日は、「松本市子どもの権利の日」

「子どもの権利」って、何だろう？

子どもたちが、自分らしく成長したり、安心して生活したり、社会の一員として自由に意見を言ったりすることができる「権利」が「子どもの権利」です。

知って
いるかな？

- 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約） 1989年制定
- 松本市子どもの権利に関する条例 2013年制定
- こども基本法 2023年制定

「条約」は国と国が約束するルールで、「条例」は、都道府県や市町村が守るルール、「法」は国が守るルールです。
ここでは、「松本市子どもの権利に関する条例」というルールについて、学びましょう！

「松本市子どもの権利に関する条例」では、
特に4つの権利を大切にしているんだ！



- 1 自分のことを大切に感じながら、自分から進んで成長できるように、まわりから助けられる権利
- 2 平和で安全な環境で、差別・ぎゃく待・いじめなどを受けない権利
- 3 自分の意見などがまわりに受け止められ、大切にされながら、自分らしく生きていくことができる権利
- 4 遊びや学びを通して仲間をつくり、必要な情報を教えてもらいながら、社会に参加することができる権利

あなたの「権利」 わたしの「権利」



Let's
try!

次のア～エでは、左ページの4つの権利が守られていません。それぞれ、守られていないと思う権利に○をつけてください。
また、なぜそう考えたのか理由も書いてみましょう。

ア ピアノがうまくなりたくて、一生懸命練習しているのに、だれからもアドバイスをもらえないことがある。

→ 1 2 3 4 の権利

理由

イ オンラインゲームで他のプレイヤーから攻撃的な言葉を言われたり、チームメイトに無視されたりする。

→ 1 2 3 4 の権利

理由

ウ サッカーが大好きな友達がいるけれど、自分は絵を描くことが好き。友達がサッカーの話をして、自分の絵の話は聞いてもらえないことがある。

→ 1 2 3 4 の権利

理由

エ イベントがあるけれど、友達には話されていて自分だけ知らないことがある。みんなと同じ情報を知って、みんなで楽しいことに参加したいのに、知らなくて参加できないときがある。

→ 1 2 3 4 の権利

理由

あなたに「権利」があるように、まわりのみんなにも「権利」があります。
自分の「権利」を大切にすることは、まわりの人の「権利」も同じように大切にしなければなりません。